

第6章 文化的景観の整備・活用に関する事項

重要文化的景観として選定された後、整備及び活用のための計画の策定を行う。

整備及び活用のための計画は、整備活用に関する基本方針（第3章3-2）に示した「生活生業や地域社会の持続性の充実」、「市民の学びの場としての機能の向上」、「岐阜市観光の拠点としての魅力の向上」及び「本質的価値に配慮した統一感ある整備の推進」を実現するための事業の方向性を示すものである。

また、地域住民を始めとする市民や観光客の当文化的景観の価値に対する理解を深め、市民活動と岐阜市が行う事業の調和に留意することにより、まちづくり活動の継承や地域の活性化、観光地としての魅力の向上に、市民が主体的に関わることのできる計画の策定を目指す。

6-1 生活・生業や地域社会の持続性の充実に向けた整備・活用

当文化的景観は、長良川流域を生活・生業の場とする住民自身のものである。現在、生業の衰退、高齢化の進行などの課題がある中で、住民の生活・生業を持続可能にすることを旨とした整備・活用が求められる。

鵜飼屋地区・川原町地区においては、河畔への動線となる細い道路が、旧城下町地区においては中世末期～近世に整備された流通・往來のための道路が現代に継承されている。今後においても、これら住民の生活・生業の基盤となる道路網の維持・向上を図る。

また、伝統のある自治組織及び自治活動、新たなコミュニティーが設立されているまちづくり会など、地域社会の活動の持続性を高めるための施設・サイン等の整備を検討する。

6-2 市民の学びの場としての機能の向上に向けた整備・活用

当文化的景観は、岐阜市固有の自然を維持する長良川と金華山、「岐阜市発祥の地」としての旧城下町地区・川原町地区、また鵜飼漁を営む鵜匠が暮らす鵜飼屋地区から成り、岐阜市の自然・歴史・文化の象徴として多くの市民に意識される区域である。

岐阜市は、市民を対象とし、これまで無意識に継承した文化的景観の価値を再認識することを目的とし、旧城下町地区の岐阜公園にある文化施設、もしくは川原町地区の鏡岩水源地にある旧水利施設などの充実を積極的に図る。

また、文化的景観の範囲内で営まれる生活・生業を体験する活動、もしくは「まち歩き」等の活動により、地域の魅力の普及に努める。

6-3 岐阜市観光の拠点としての魅力の向上に向けた整備・活用

当文化的景観は、長良川における鵜飼観覧、また斎藤道三・織田信長の拠点としての歴史を持つ金華山・岐阜公園を含み、岐阜県及び岐阜市の代表的な観光拠点として挙げることができる。

岐阜市は、今後もこれらの区域における観光地としての継承を目指し、新たな観光資源となり得る文化的景観の価値を普及することを目的とし、道路網などの基盤、公的施設、町並みなどの整備を積極的に図る。

また、岐阜市固有の魅力をより分かりやすく、かつ触れやすいものとして来訪者に提供するために、サイン・案内板・説明板等の設置を検討する。

6-4 文化的景観の本質的価値に配慮した統一感のある整備の推進

文化的景観の整備事業にあたっては、地域の自然特性、歴史の重層性、文化の継続性により形成された本質的価値を十分に認識し、またそれらを損なわないことが原則であり、その本質的価値に配慮した統一感のある整備及び活用事業の推進を目指す。

重要文化的景観は、景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観から選定されることとなっており、整備及び活用計画の策定にあたっては「岐阜市景観計画」との調整を図ることが重要である。特に建築物等の修理・修景の具体的な方向性は、景観計画重要区域における良好な景観の形成に関する方針及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等との整合を図る。さらに景観重要建造物の指定を推進しながら、現行の複数の助成制度（表 6-1）を活用し、所有者等との協議を適宜図ることにより、対象となる建築物等の歴史性や周辺の町並みと調和した修理・修景となるように努める。

また、文化的景観の本質的価値を表す伝統的な建造物が集積する地区については、所有者、地元自治会等との調整を図りながら、価値の維持とそれと一体となって形成されている景観の保存・活用に配慮するよう努める。

表6-1 文化的景観における修理・修景を助成する制度（平成25年7月現在）

助成メニュー	内 容
文化財保存助成制度	重要文化的景観における重要な構成要素に対しては、その復旧修理及び修景等の工事が国庫からの補助の対象となる。また、国、県、市により指定または登録された文化財に対し、その修理事業等に対する補助が行われる。
景観重要建造物助成制度	岐阜市景観条例の規定に基づき、市長が指定した景観上重要な建造物に対し、その保存のための技術的援助を行い、またはその保存に要する経費の一部を助成する。
川原町歴史的建造物助成制度	川原町ならではの素晴らしい景観を岐阜市の財産として後世に残していくため、町屋等の歴史的建造物の維持・保全や一般建造物を歴史的まちなみに調和させる修景工事を行う際に工事費の一部を助成する。（平成26年3月まで）
ぎふ景観まちづくりファンド	岐阜ならではの美しい歴史的まちなみを後世に守り伝えていくための基金であり、国や史からの資金拠出だけでなく、住民や企業からの寄付金を基金に積み立て、町屋などの歴史的な建物の保全や、変容してしまった町屋の再生、一般家屋などを歴史的まちなみに調査させる改修工事などへの助成を行う。 当面は景観計画重要区域の金華地区（当文化的景観の川原町地区及び旧城下町地区）を助成対象地域とする。

岐阜市は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、当文化的景観の範囲を重点区域（金華・鶯飼屋区域）に含む「岐阜市歴史的風致維持向上計画」の国による認定を受けた（平成25年4月11日）。整備及び活用計画の詳細については、この「岐阜市歴史的風致維持向上計画」と連携しつつ、今後範囲内で行う調査および地域で行うワークショップ等の成果をふまえ策定する予定である。

第7章 文化的景観の保存に必要な運営体制に関する事項

7-1 文化的景観に係る諸分野及び諸機関の連携体制

(1) 文化的景観における諸分野の事業を一体的に推進する体制の確立

岐阜市の文化財行政を所管する教育委員会事務局社会教育課では、文化財の保存・活用に関する業務全般を実施している。その中で、重要文化的景観選定範囲においては、文化的景観が文化財保護施策を面的に包括するものと位置付け、各分野で個別に展開されてきた歴史文化関連の諸施策を連携させ、景観計画、歴史的風致維持向上計画と協調してその保存と活用を図る。

重要文化的景観は、景観計画区域又は景観地区内の文化的景観から選定されることになっており、選定申出範囲は、景観計画重要区域範囲との調整を図ってきたものである。景観計画は、岐阜市の景観行政のアクションプランであり、文化的景観の保護活用のために、まちづくり景観課との連携を推進し、景観計画の円滑な運用を図る。

一方岐阜市では、当文化的景観に含まれる市街地を始め、歴史ある市街地におけるまちづくり関連の多方面の事業を専属的に推進する庁内組織として「歴史まちづくり課」を設置した。歴史まちづくり課では、「岐阜市歴史的風致維持向上計画」を策定し、事業を推進することを始め、当文化的景観における価値や構造と協調したまちづくりを総合的かつ統一的に展開することを目指している。

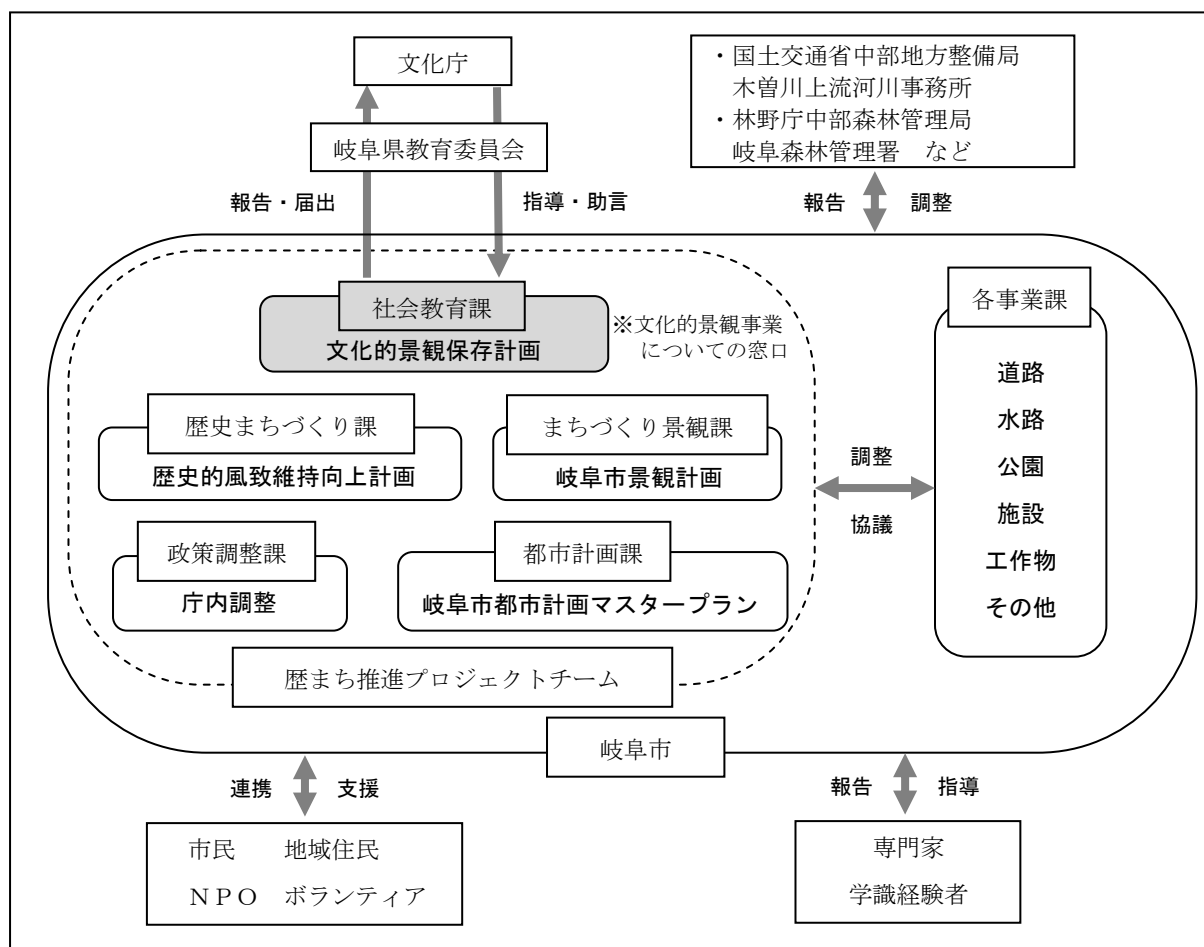


図 7-1 文化的景観保護の運営体制

岐阜市では、文化的景観の保存活用と景観計画、歴史的風致維持向上計画とそれに関連する諸事業を円滑かつ一体的に推進するために、関係部局により横断的に岐阜市歴まち推進プロジェクトチームを組織した。今後とも、連絡・調整機関としての機能を強化し、各事業間の齟齬を解消し、文化的景観としての統一感を保つよう諸分野の相互の連携を強化し、十分な検討を図る庁内体制を確立する。

文化的景観を構成する要素は多様であり、その保存と活用は、地域の土地利用のあり方や法規制、伝統文化の継承、観光事業の推進などの課題と密接に関連する。その保存にあたっては、地域における人々の生活と生業と密接に関係すること、特性によって管理方法が異なること等から、岐阜市のみならず国土交通省、林野庁、文化庁等の国の機関、岐阜県も交えた行政組織の枠組みを越えた横断的な連携や体制が不可欠である。社会教育課は、関連する部局と協調し、国、県の関係行政機関との調整にあたり、組織的かつ継続的な取組みを行うこととする。

(2) 文化的景観検討委員会の運営

当文化的景観における重要文化的景観の選定申出にあたり、学術専門家を委員とし、市民代表や国県の関係諸機関をオブザーバーとする「文化的景観検討委員会」が設置され、文化的景観の保存調査により明らかとなった価値に基づき、当保存計画の策定に関する検討が行われた。

当文化的景観が重要文化的景観として選定された後においても、文化的景観の範囲や重要な構成要素の追加、文化的景観の状況の定期的な確認や行政が行う整備活用事業の適正性について、引き続き「文化的景観検討委員会」において審議を行う。

検討委員会は、学識者、市民代表、行政機関から構成される。市における「景観審議会」などの他の審議会等との連携を図るため、一部の委員を重複することも検討する。文化的景観の保存活用には、自治会やまちづくり会を始めとする市民との協働も不可欠であり、岐阜市役所内のみならず、必要に応じて国や岐阜県等の諸機関も交えた連絡調整や意見交換等のワークショップを行う場としても位置付けられる。

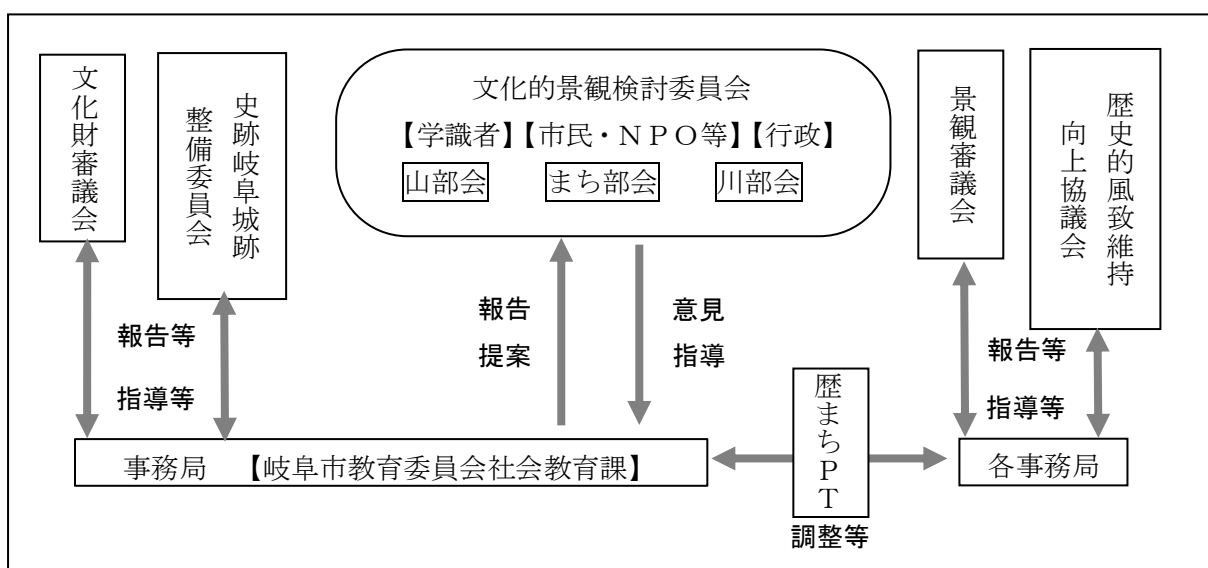


図 7-2 文化的景観整備活用審議会等組織イメージ図

7-2 市民を始めとする民間による積極的な活動の促進と支援の充実

当文化的景観の範囲においては、住民による自治活動、地域特有の文化資産等を核としたまちづくり会の活動が行われている。これまで岐阜市では、長良川地区や金華山地区の環境保全、川原町地区や旧城下町地区、鶺鴒屋地区の町並み保全、地域住民の自治活動やまちづくり活動に対し、表7-1の各制度により助成を行い協働のまちづくりを推進してきた。今後、当文化的景観の保護のため、それらの制度との連携を検討する。

市設置の一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社（景観整備機構に指定）は、市事業を補完的にを行い、市民活動、まちづくり活動を支え、豊かな個性あるまちづくりの実現及び市民の福祉増進に寄与すること等を目的とした中間支援組織である。その他、「NPO法人ぎふまちづくりセンター」や「NPO法人歴史文化建造物等保存会トラスト岐阜」、「NPO法人長良川環境レンジャー」「長良川文化フォーラム」「ぎふ町家情報バンク」等の民間組織も、当該地域における文化資産の保存と活用に資する事業を展開している。自治会やまちづくり会も含めたこれらの民間組織等と積極的に連携し、市民自らが岐阜市固有の自然、歴史、文化を再認識する機会とし、市民・事業者、NPO、公社、行政がまちづくりの目標や課題を共有し、それぞれの役割分担に基づく協働事業を検討する。

表7-1 市民活動等支援メニュー

支援メニュー	内容
都市景観形成市民団体助成事業 (岐阜市まちづくり推進部)	一定地域における良好な都市景観を形成することを目的として組織された団体を都市景観形成市民として認定し、良好な景観形成にかかる活動に向けた技術的支援と活動費の一部を助成する。 当該地域では、鶺鴒屋景観まちづくり協議会、川原町まちづくり会、伊奈波境界まちづくり会、井の口まちづくり会が助成を受け、地域の文化資産を核とした普及啓発事業を継続して行っている。
景観アドバイザー制度 (岐阜市まちづくり推進部)	市民、民間企業等からの求めに応じ、建築物、工作物などに関する景観の相談を受けるもので、建築意匠、デザイン・色彩、緑化の分野における専門家が、アドバイスをを行う制度。
まちづくりアドバイザー派遣 (一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社)	地域のまちづくり活動に取り組む団体に、まちづくりの専門家をアドバイザーとして派遣し、まちづくり活動への助言やまちづくりについての相談を行うことにより、地域住民の主体的なまちづくり活動の推進を図る。
市民活動支援事業 (岐阜市市民参画部)	協働のまちづくりを推進し、市民が誇りを持てる個性豊かな地域社会を実現するために、岐阜市内における地域社会の課題解決を目的とした「市民活動団体」が実施する市民による自主的かつ公益的な事業の支援を図る。 これまでに、まちづくり会のほか、長良川や金華山の環境を向上する活動を行う団体などへの支援を行っている。

7-3 国・県・他市町村との広域連携体制の推進

岐阜市内を中心とした当文化的景観に関連する行政諸機関や諸民間団体等との連携体制を早期に構築するのみならず、長良川の流域を対象とした広域的な連携体制の推進を図る。

岐阜市では、長良川流域の固有の川文化を再考し、流域 17 市町の一体感の醸成を図りつつ、21 世紀の新たな地域活性化につながる自治体、諸団体等との協力関係やネットワークの構築を図るものとして、平成 13 年度に「川文化ネット・ながら」として、アクションプランの作成、文化資源等の調査及びデータベースの作成、ポータルサイトの企画及びサイトの構築を行っており、これら広域連携基盤を活用した活動の推進体制を構築する必要がある。

第一に長良川流域の市町村ならびに河川管理者である国および岐阜県を始めとする行政の連携を図るとともに、「長良川文化フォーラム」を始めとする流域の自然、歴史、文化の継承に取り組む NPO や企業等の民間団体等、大学等の専門家との連携を密接に図ることを目指す。